

甲 賀 市 告 示 第 56 号

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請があったので、これを相当と認め、同条第2項の規定により下記のとおり公告する。

なお、当該申請を行った認可地縁団体が同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を申し出ることができる。

令和7年3月24日

甲賀市長 岩 永 裕 尊



記

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 米屋町町内会

(2) 区域 滋賀県甲賀市水口町本町三丁目内旧町名「米屋町」

(3) 主たる事務所 滋賀県甲賀市水口町本町三丁目3187番地

2 申請不動産に関する事項

・土地

地目	面積 (㎡)	所在地
宅地	13.22㎡	甲賀市水口町本町三丁目3179番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

申請不動産 甲賀市水口町本町三丁目3179番

	氏名	住所
1	田中 常松	甲賀郡水口町大字水口3192番地
2	野村 忠藏	甲賀郡水口町大字水口312番屋敷
3	青木 菊造	甲賀郡水口町大字水口3200番地
4	青木 平五郎	甲賀郡水口町大字水口 3201番地、3202番地
5	山脇 清吉	甲賀郡水口町大字水口313番屋敷

6	伊藤 庄七	甲賀郡水口町大字水口 3 1 8 8 番地、3 1 8 9 番地
7	柴田 甚之助	甲賀郡水口町大字水口 3 2 1 番邸 甲賀郡水口町大字水口 3 2 1 番屋敷
8	辻 梅吉	甲賀郡水口町大字水口 3 1 8 3 番地
9	倉田 継太郎	甲賀郡水口町大字水口 3 2 8 番屋敷
10	伊藤 ひさ	甲賀郡水口町大字水口 3 2 0 番屋敷
11	中田 治助	甲賀郡水口町大字水口 3 1 8 6 番地
12	田中 治助	甲賀郡水口町大字水口 3 1 8 6 番地

・建物

種類	延床面積 (㎡)	所在地
神祠	0. 3 3 ㎡	甲賀市水口町本町三丁目 3 1 7 9 番地 家屋番号：3 1 7 9 番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

申請不動産 甲賀市水口町本町三丁目 3 1 7 9 番地 家屋番号 3 1 7 9 番

	氏名	住所
1	野村 忠吉	甲賀郡水口町大字水口 3 1 2 番邸
2	倉田 継太郎	甲賀郡水口町大字水口 3 2 8 番邸

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 公告期間（異議を述べることができる期間）

令和7年3月24日から同年6月24日まで

5 異議を申し出る方法

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、上記3に掲げる者であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて甲賀市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

甲賀市水口町水口6009番地1(甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」)

甲賀市総合政策部市民活動推進課

電話 0748-70-6032